

郡市教頭研修会費補助金交付要綱

第1条 この補助金は郡市教頭研修会費補助金(以下補助金)という。

第2条 交付の対象及び補助額等は次のとおりとする。

1 補助対象事業

補助の対象は大分県内の郡・市(くにさき地区)教頭会の主催による教頭研修会(以下郡市教頭研修会という)とする。

2 会の単位

郡・市(くにさき地区)を単位とする教頭会。

3 研修会の内容

郡・市(くにさき地区)教頭会が主催(地教委、校長会の共催を含む)するもの(連絡協議会を除く)で、教頭としての資質の向上を目指す研修会や講演会等をいう。

4 補助対象経費

講師謝礼金、講師旅費、講師宿泊費、会場費、印刷費
事務用品(消耗品)、通信費

5 補助金の額

研修会の回数にかかわらず、**郡市教頭研修会に要する費用が年間5万円を超えない額。**

第3条 補助金を受けようとする申請者(教頭会の代表者)は、開催要項に補助金交付申請書(様式1号)を添えて大分県公立学校教頭会会長あてに提出する。

第4条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式2号)により申請者に通知する。

第5条 申請者は、交付の対象となる事業の終了後すみやかに補助金事業実績書(様式4号)に領収書を添えて会長に提出する。

第6条 この補助金は大分県公立学校教頭会の当該年度予算の研修費より支出する。

この要綱は、平成23年4月1日より施行し、平成23年度度分の補助金から適用する。

平成24年3月13日一部改訂：補助対象は郡市を単位として年間5万円とすること。

様式第2号(第4条関係)

補助金交付決定通知書

年 月 日

教頭会
会長 様

大分県公立学校教頭会
会長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付申請された (研修会名等) にかかる補助金として、

下記交付額を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円也

事業実施後、実績報告書及び領収書を提出して下さい。

様式第4号(第5条関係)

補助金事業実績報告書

年 月 日	
大分県公立学校教頭会	
会長 様	
住所	
氏名	
印	
(団体名及び代表者名)	
研修会名	
支出の内訳	円
	円
	円
	円
	円
	円
総 額 円	
期 日	平成 年 月 日
場 所	
参加者数	人
研修会の成果等	

【領収書貼付】